

憲法理論叢書査読規程

二〇二三年度第一回運営委員会決定

(目的)

第一条 憲法理論研究会は、会員の研究水準の向上を支援し、及び、各種の便宜を図るため、憲法理論叢書において査読制度を設ける。

(申請手続)

- 1 第一条 本会の主催する研究会において報告を行った会員（招待による報告者を除く。）は、当該報告内容を基に執筆した論文について、本規程に基づく査読を受けることができる。
- 2 査読を希望する者は、研究会における報告に先立ち、事務局を通じて編集委員会に査読を申請しなければならない。
- 3 前項の申請手続については、別に編集委員会で定める。
- 4 編集委員会の定める期日までに査読申請者から論文の提出がない場合、当該査読申請は取り下げられたものとみなす。

(査読委員)

- 第二条 編集委員長は、編集委員会の議を経て、査読申請者の執筆する論文の内容を勘案し、会員の中から査読委員を二名委嘱する。ただし、査読委員のうち一名は、会員外の学識を有する者に委嘱することができる。
- 2 当該査読申請者と研究上の指導関係にある者（過去に指導関係にあった者を含む。）、又は、当該査読申請者の論文執筆について密接な協力関係を有する者は、当該申請における査読委員になることができない。
 - 3 査読委員の氏名は非公表とする。
 - 4 会員外の査読委員に対しては、事務局の定めるところにより、謝金を支出することができる。

(評価)

- 第四条 査読委員は、編集委員会の定める期日までに査読を完了し、編集委員長に評価を通知する。
- 2 査読の評価は、A、B、Cの三段階とする。
 - 3 査読委員は、評価に際し、意見を付すことができる。ただし、A以外の評価を行う際には、必ず意見を付さなければならない。
 - 4 編集委員長は、前項の意見とともに、評価結果を査読申請者に通知する。

(再評価申請)

第五条 査読申請者は、前条の査読の評価に意見が付されている場合、一回に限り、当該論文に必要最小限度の加筆及び修正を行った上で、編集委員会が定める所定の期日までに論文を提出し、再評価を求めることができる。ただし、査読委員がともにCの評価を行った場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請がなされた場合、編集委員長は、当該修正後の論文を同一の査読委員に再送付し、査読を求めるものとする。
- 3 第一項の申請に対する査読については、前条の規定を準用する。ただし、初回の評価と同一の意見である場合など、特に意見を付す必要がないと思量されるときは、評価のみを通知することができる。
- 4 査読委員は、特別の事情がない限り、査読申請者の不利益に前条の評価を変更することができない。

(査読論文の扱い)

- 第六条 編集委員長は、査読委員の評価（前条の再評価を含む。）がともにAである論文について、査読を経た論文として憲法理論叢書に掲載する。
- 2 前項の規定は、編集委員会が、独自の判断に基づき、憲法理論叢書に相応しくないものとして論文の掲載を拒否することを妨げない。
 - 3 編集委員長は、憲法理論叢書に本規程による査読を経た論文が掲載された場合、当該叢書中に該当する論文名を明記するものとする。

(報告)

- 第七条 編集委員長は、少なくとも年一回、運営委員会に対し、本規程に基づく査読制度の実施状況について報告しなければならない。
- 2 運営委員会は、前項の報告に基づき、事務局又は特設する機関に対し、査読制度の見直しを求めることができる。
 - 3 編集委員長は、第一条の報告内容を憲法理論叢書に掲載するものとする。

(改正)

第八条 本規程の改正は、運営委員会の議決により行う。